

平塚市長 落合 克宏

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、次のとおり公示する。
なお、送達すべき書類は納税課で保管しているので、申出があれば、いつでも送達すべき者に交付する。

記

送達すべき書類の根拠となる法令 地方税法第 458 条

氏名
川崎 祐佳
川崎 祐佳
鈴木 桂太
伊藤 圭佑
川崎 祐佳
廣澤 実佳子
秋山 慎
(同) sword
宮崎 和馬
諏訪部 貴志
朴 志容
伊海 翔
藤枝 昌大
(有) 宇佐美自動車
宮本 慎一
三國 大樹

以上